

同志社大学 学内公務員講座 お申し込みをご検討のみなさまへ（概要書面）

同志社大学学内公務員講座（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませようお願ひいたします。

事業者名：同志社生活協同組合
住所：京都市上京区烏丸今出川上ル玄武町 601
電話：075-251-4430

※内容を十分お確かめ下さい

【ご確認事項】

本講座は、2024年に公務員採用試験を受験される方を対象にした1年間または、半年間の講座です。本講座のお申込にあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませようお願ひいたします。

- 各コースの役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については、別表（1）に記載しています。
 - 受講料のお支払い方法は、コンビニ払いがご利用いただけます。代金はお申込後1週間以内にお支払いください。なお、別表内の一部のみを申し込むことはできません。
- 本講座の実施期間は、別表（1）に記載しています。
- 本講座の実施場所：同志社大学今出川校地、同志社大学京田辺校地
- 本講座は同志社生活協同組合（以下、「同志社生協」といいます。）の組合員と同志社大学卒業生が受講することができ、これを受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5. クーリング・オフに関する事項

- 本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。
- 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を同志社生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに同志社生協よりその金額の返還をうけることができます。
- クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

6. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- 第1回講座の開始前までの契約解除の場合、受講料から違約金15,000円、及び教材費を差し引いて返金いたします。
- 第1回講座開始後の契約解除の場合、(1)の受講料返金額から①・②を差し引いた金額を返金いたします。

① 解約申し出日までに実施された講座（模試代含む）の対価に相当する受講料の価格相当額。

① = (【受講料】 - 【違約金15,000円】 - 【教材費】) × 【消化講義数※】 ÷ 【総講義数】

※講義数は各コースのライブ講義数で計算するものとします。

② 受講料から①の金額を控除した残額の20%に相当する金額、または50,000円のいずれか低い金額。

- 契約解除の際、コースのみ上記返金の対象となります。（クーリング・オフ期間経過後の）オプション講座、単価講座は返金対象外となります。

7. 役務の変更について、本講座の受講日や実施場所や軽微な役務の変更がある場合は、受講者専用ポータルサイトにて告知を行います。

8. この書面にない事項については約款の定めによります。

9. 本講座のお問合せ先は同志社生協ホームページ (https://www.doshisha-coop.com/about_seikyo/agreement/027084.html) をご確認ください。

以上